

議員提出議案第1号

川崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年3月13日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 原典之

〃 堀添健

〃 浜田昌利

〃 宗田裕之

〃 岩田英高

川崎市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
川崎市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第6項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。